

昭島市ゴルフ協会規約

(名 称)

第1条 本会は、昭島市ゴルフ協会と称し、略称をA.G.Aとする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は会長の指定する場所におく。

(目 的)

第3条 本会は、ゴルフプレーを通して市民の体位向上と健康の増進をはかり、会員相互の親睦を深めると共に技術の向上を目的とする。

(組織及び会員)

第4条 本会は、市内在住在勤の者をもって組織する。但し理事会の承認を得たものは、この限りでない。

2 暴力団等関係者並びにその疑いのある者は会員として認めない。

(事 業)

第5条 本会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 昭島市民ゴルフ大会
- (2) 当会員による競技会
- (3) 昭島市体育協会の行う事業に協力
- (4) その他本会目的達成のための事業

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 理 事 20名以内
- (4) 監 事 2名
- (5) 顧 問 若干名
- (6) 相談役 若干名

(役員を選出及び任期)

第7条 役員は、理事会において選出する。

2 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

3 補欠役員並びに増員による役員任期は、残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会の会務を統括する。

2 会長は、諮問機関を設けることができる。

3 会長は、理事会の議を経て委員会を設け、その委員を委嘱する。

- 4 会長は、総会の議を経て顧問及び相談役を置くことができる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 6 監事は、本会の事業及び会計を監査する。
- 7 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 8 顧問及び相談役は、会長の要請に応じて理事会に出席し意見を述べる事ができる。
- 9 体育協会への出向について、体育協会の理事1名、評議員2名の選任は、原則として副会長と理事が当たる。

(会 議)

第9条 会議は、総会、役員会、理事会、委員会とする。

- 2 総会は、原則として年1回会長が召集して行う。但し必要と認めた場合はこの限りではない。
- 3 総会は、規約の制定及び改廃、予算並びに事業計画の決定、決算並びに事業報告の承認、その他必要と認められる事項を審議する。
- 4 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）により成立し、総会の議事は出席者の過半数の決議をもって決する。
- 5 会長は、必要に応じて、理事会、役員会、委員会を招集することができる。

(経 理)

第10条 経理は、会費、補助金、寄付金その他雑収入を以って会の運営費に充てる。

(会 費)

第11条 本会の会費は次のとおりとする。

- (1) 入会金 2,000円とし入会時に払い込むものとする。
- (2) 年会費 3,500円（都会員証分を含む）とし所定の時期に払い込むものとする。
- (3) 年会費を2年間未納した場合は退会と看做す。

(会計年度)

第12条 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第13条 決算及びこれに関する全ての会計は、総会の承認を受ける前に監査を受けなければならない。

(細 則)

第14条 本会規約施行に関する細則並びに競技規則は、理事会の議を経て別にこれを定める。

(表彰及び慶弔)

第15条 会員で協会の発展に功労のあったもの及び慶弔については理事会の議

を経て別にこれを定める。

付 則

この規約は、平成8年4月1日より実施する。

平成10年5月30日一部改正

平成20年6月7日一部改正

平成21年6月6日一部改正

平成30年5月7日一部改正